

公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、民間工事に伴い発生する建設発生土（以下「建設発生土」という。）の処分に際し、指定処分と明示された工事に適用する。

(受入地)

第2条 調達者は、本工事の現場から発生する建設発生土を現場説明書等に明示された受入地に搬入するものとする。

(申込書等の提出)

第3条 調達の申し込みは、建設発生搬入土調達者の選定時に、申込書（変更）（様式一1）および官民マッチング情報書（様式一2）を文化財課に提出する。なお、承認を受けた土量や土質等に変更（増減）が生じた場合も同様とする。

(法の遵守)

第4条 建設発生土の堆積にあたっては、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例及び、土壌汚染対策法等、土砂の堆積に係る法の規定に沿ったものとし、その申請が必要な場合にあっては、調達者と文化財課が協議して定める。

(建設発生土の搬入)

第5条 調達者は、指定された受入地への建設発生土の搬入する場合は、史跡地保護の観点から史跡地の養生や車両重量の制限など検討が必要となること、また、文化庁の現状変更許可後となるため、文化財課職員との協議を行うとともに、指示を受けなければならない。なお、埋め土にあたっては、樹木の伐採及び処理を行うものとする。

(土質の確認)

第6条 調達者は、受入地に搬入する建設発生土の状態を調査、確認する。
土質区分は、国土交通省例（59号、60号）が規定するコーン指数が土質区分基準に定める第2種建設発生土の値に満たないもの、人工材料又は産業廃棄物に属するもの及び単位体積重量が著しく異なるものは、受入地での受入はしない。

附 則

本仕様書は、確認書を交わした日から適用する。